

参議院風水害緊急対策特別委員会会議録第七号

昭和二十八年十一月七日(土曜日)午前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 矢嶋 三義君
理事 藤野 繁雄君
三浦 辰雄君
成瀬 幡治君
永井純一郎君
寺本 廣作君

委員

井上 清一君
大谷 繁雄君
重政 勝徳君
田中 啓一君
高野 一夫君
松岡 平市君
井野 碩哉君
上林 忠次君
新谷貢三郎君
林 了君
菊川 孝夫君
山田 節男君
石川 浩一君
中村 幸八君
八木 一郎君

衆議院議員

政府委員

内閣官房副長官 田中不敏三君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君
大蔵省主計局次長 原 純夫君

法制局側

参事(第二部長) 岸田 実君

説明員

農林省農地局建設部長 櫻井 志郎君

農林大臣官房総務課長 奥田 孝君
運輸省船舶局 安藤 英二君
農林省農地局建設部長 櫻井 志郎君

本日の会議に付した事件
○風水害緊急対策に関する件

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年合風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案(衆議院提出)
○継続調査要求に関する件
○風水害復旧工事の施行に関する決議案

○調査報告書に関する件
○委員長(矢嶋三義君) 只今から本日の会議を開きます。

只今農林省櫻井建設部長、大蔵省森永主計局長が出席されています。そこで昨日来問題になつております排水事業費に対する農林省当局の見解を承わりたいと思ひます。

○説明員(櫻井志郎君) 災害地の大量長期に亘る排水の排除の問題につきましまして、この委員会のしばらく前の委員会ですら、この委員会が、政府側の見解を国会が始まる前まで出せ、こういうお話がありました。それで私のほう

では現在あります農地等に関する災害復旧の法律に伴う政令で、農林大臣が必要と認める応急工事については災害復旧事業として補助することができるといふことになつております。その政令の解釈で行かないであらうかといふことを大蔵当局に御協議しておつたんですが、甚だ申訳ない次第であります。

けれども、国会が始まるまでというよりは、むしろ昨日までその申入に對して両省での結論を得ておらなかった、こういう問題が一つあります。極く端的に申上げますと以上のような次第であります。西日本合風のときに、おきましては、この政令の解釈で資料の一部或いは購入したポンプ等の損料に対する補助という問題は、やはりこの政令の中に農林大臣が必要だと認めた応急工事で補助に該当するものといふことについて、大蔵当局と打合せて、これは査定の中に入れたのであります。以上御報告いたします。

○委員長(矢嶋三義君) 櫻井建設部長の見解は次のように承してよろしいのであります。それは排水に要する事業費を農林大臣が特別の事情があることと認める応急工事費の中に含むものと、排水の事業費を農地及び農業施設の復旧費と同様の扱い方をするのがあるべきである。こういう見解を表明されたと思ひますが、相違ありませんか。

○説明員(櫻井志郎君) 殆んどさうであります。ただ恒久排水につきましても、どの程度以上のものを補助の対象にするか、又応急排水に使用した経費の中であらう政府の補助対象に考えられないものもあるかと思ひますが、そうしたものを抽出して農林大臣が必要と認めた応急工事で困る補助対象にしてよろうか、こういう考え方で大蔵省と協議しておつた、かような次第であります。

○井上清一君 建設部長にお伺いしますが、これには勿論電力代とかガソリン代とかいう消耗品のものも当然含まれるものと解釈してよろうございしますか。

○説明員(櫻井志郎君) さようでござります。そういうふうな考え方で交渉しておつたこととあります。

○三浦辰雄君 交渉しておつた、昨日までしておつたという櫻井部長のお話ですが、主計局長がお見えですから大蔵省のほうの御意見もこの際聞いてお願いしたいと思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 主計局長の見解の前に、櫻井部長の説明に對して今井上委員から一部質疑されましたが、そういう質疑する点がありましたら櫻井部長に先ず質疑して貰いて、そうしてそれに対して最後に主計局長から答弁を貰きたい、こういうふうにして貰ひます。

○三浦辰雄君 まあ櫻井部長は少しあいまいな話だつたのだが、西日本のとくにはポンプ代の購入というふうなものとかその利息などについてはいろいろと見てもらつた、今、井上委員からは油代とか或いは電気代といったようなものは当然含まれるじやないか。これに對して櫻井さんは当然含んで交渉しておる。私はそれじや更に追加してお聞きしたいのは、それに要する労務費は一体どういふふうに考えるか、私は機械力も使うことですから労務費はそうべらぼうにはかからんと思ひますが、これらも含めるべきじやないか。こういうふうに思ひますが、これはどうですか。

○説明員(櫻井志郎君) 考え方の相違につきましましてお叱りを受けたわけでありましたが、一つさつぱりばんに……。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 連記を始めて下さい。

○上林忠次君 ポンプのキャパシティをふやす、或いは燃料費、電気代は認めるといふふうな話であります。ポンプの水の集合場所の堆積土砂或いはポンプ場の土砂の排除、こういうふうな堆積土砂の排除の分は、これはローム層ですが、こういうふうな点も応急復旧費として見なければならぬといふふうな点であります。この点は、どういふふうに農林省ではお考えになつておりますか、又大蔵省のほうではどういふふうに考えておりますか。

○説明員(櫻井志郎君) 只今のお話は当然災害復旧の本筋に入つて来ると思ひます。ポンプ場の土砂の堆積といふことはポンプの機能を停止することになりますので、災害復旧のむしろ応急工事である、且つ本復旧工事につながるものであります。これは今の政令

の拡大解釈とか何とかいう問題とは無関係に、これは当然補助の対象になると思ひます。

○委員(長崎三義君) 大蔵省の森永主計局長から見解を願ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 先ほど建設部長からお話のございました通り、大蔵省といつても、長期且つ異常に滞水してそれを排水することが災害復旧工事の効果を挙げるために特に必要であるというふうな認定をされたような地点につきましては、排水事業も応急工事の中に含まれるということにつきまして異存はございません。但し建設部長のお話がございましたが、長期且つ異常に滞水するというふうな事柄の性質上当然見てやらなければならぬという場合に決定されるべきものであると思ひます。

それから又この場合にこれらの対象になりますもの、ポンプの損料であるとか機械代、燃料代、人夫代というふうなことで、そういうものを我々の、農地を守るためにお互いが自家努力を出し合つて農地の排水を共同作業で実施するという場合に、如何なる範囲までその行過ぎを見るかということにつきましてはいろ／＼問題があるかと思ひますので、それらにつきましては農林当局の適切な裁定に委ねたい、さうな考え方でございます。

○成瀬権治君 櫻井建設部長の昨日までですか大蔵省と折衝したりいろ／＼しても結論が出なかつたというのですか、どういふふうな衆議院で立法されたときもそういう考えであり、これは併し大蔵当局の考え方は今日になつてさういふ考えになつたのか、衆議院が立法されてさういふ考えになつたのか、その辺一つお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(櫻井志郎君) 実はこの交渉を始めたのは農林省が比較的遅かつたということにおいて、私は大蔵省の責任よりは農林省の責任、我々の責任をお叱り頂くことになつて思ひます。が、遅かつたために大蔵省は上つておらない。担当の係長の辺で話をいたしておりまして、実は国会が始まるまで何としてもこの方向は固めて持つて行かなければならぬということに言つておりましたけれども、大蔵省としても非常にお忙しかつたこと等もあつて、局長、次長の繰りまで昨日は実は上つておらない。それで夕べ急遽相談したという段階であります。

それからもう一つ附け加えて申し上げておきたいことは、地域等につきましても事務当局としては政令ということで行きますならば、地域は限定して行きたいということと事務的には下相談もいたしております。

○政府委員(原純夫君) 櫻井さんのおつしやつた通りで、実は大蔵国会でいろ／＼な案件がございまして、農林側からお申入が事務のほうにあつたのでございまして、私どものほうにまだ来ておらなかつた。昨日もさういふうなわけで時間を拝借して実は大蔵皆さんに御迷惑をかけた、それから実は急遽皆で相談いたしました本日御返事申上げたというふうな次第でございます。

○成瀬権治君 大蔵私に言わせれば不満なといひますが、意慢といひますか、少くとも衆議院の人たちがこれだけ一生懸命願ひで、或は罹災民の身に

なれば重大な問題なんです。それを忙がしかつたからやらなかつたというのは実に私は怪しからん答弁だと思ひます。〔今責任問題を言つてもしようがない〕と呼ぶ者あり。

○重政廣徳君 今ポンプの損料等は災害復旧費として助成する考えであるというふうなまあ御答弁があつたが、場合によつてただ借りて使用するのみならず購入して増設した場合がある。さういふのは勿論助成の対象としてお考えになるかどうか、一つはつきり速記録に残しておきたいと思ひます。

○説明員(櫻井志郎君) 私どもは今大蔵省と交渉してゐるのは、購入しました場合でもこれは全くの応急でございしますので購入した損料だけを見て行く。使用したあととは売却なり何なりという形においてあとのその残存価値は回収を圖つてもらう、さういふ考えであります。

○三浦辰雄君 排水のほうはまだ一応わかりまして記録にも残つたようでありますが、除塩の問題です。これは実は難談というところがあるんですが、開会の前にいろ／＼と法規に基いて同様の解釈ができないか……というの、暫定措置法の第二条に、原形の復旧というのには機能の復旧といふところを明らかに狙つてゐる括弧の説明があるわけなんです。さうだとすればいふゆるを達成することのできないような塩分が非常に多い場合は、当然これは機能復旧の建前からして排水と同じようにやつていふものじやないか。もとより厳選をして非常にみにだりに真ることにつては慎むべきは言うまでもないのですが、同様にできるものじやないか。

若しできるのだとすれば、新たな立法の今審議中の問題についても我々は又非常な何と言ひますが、別な考えが出て来るので、その必要もないとさへ言えるかと思ひます。

なおその率については、除塩の排除法は或る一定率、高率を持つております。併しこれは農地の復旧でありますので、その復旧に要する負担の国庫の補助というものは、その除塩も含めた災害の復旧の率との並行においてなされたほうがむしろ私は妥当であるといつたような感じもあつたので、政府に大蔵当局が除塩という問題までも、機能復旧という建前から農林大臣が必要ない工事と認めるような大きな場合には、認めてよろしいのだといふことになれば非常に解決は早いといふことも思われる。この点についての御意見を承わりたいんです。

○説明員(櫻井志郎君) 経過から申し上げますと、実はこの除塩問題も今三浦議員が御指摘のように、農林大臣が必と認めた応急工事の中に包括解釈できないであろうかといふ考え方、これは私も確信を持つたわけではありませんが、さういふようなことを考えられないものかどうかといふことで大蔵当局とも協議したのであります。ところが今のお話の機能復旧という問題に關連して来るわけでありまして、農地の災害復旧の場合に機能復旧といふ問題を非常に力強く取上げて行きますと、農地そのものの災害復旧をいたしまして、土質等の問題で旧耕地の生産力まで回復させるというところは事実上なか／＼むずかしいものであります。除塩の場合においては機能復旧としては政令で行くのだ、ところが土質

そのものについてはそれではどう考えるか。さういふ問題が当然派生的に出て来るとでも申しさしようか、さういふ見解からいたしまして、その除塩問題をこゝで考えることはいろ／＼の問題が關連して来るから困難である。さういふことでこれはそれでは切り離さうという事務当局同士の解釈になつたわけでありまして。

○三浦辰雄君 事務当局同士というならば大蔵省もさうだといふことに承知していいと思ひますが、さうであるかどうかだけを聞けばよろしいんです。○政府委員(原純夫君) その通りであります。

○委員(長崎三義君) ちよつと速記をとめて下さい。○委員(長崎三義君) 速記を始めて下さい。

改めて確認いたしますが、昨日保留になつておりました排水の件につきましては、先刻大蔵省森永主計局長並びに原主計局長、農林省櫻井建設部長と各委員との間で質疑応答が展開されまして確認されたことを以て足れりとするに決定いたしました、衆議院側との交渉においては、衆議院側で内閣提出法案を修正いたしておりますが、それを削除して、先刻衆議院が答弁した線に沿つて行政的に確実に実施するように期待し、要望して解決する、さういふ態度を本特別委員会の最終的な態度と確認することに御異議ございませんか。

る、こういうことに了承してよろしく
ございます。

○委員長(矢嶋三義君) 委員長はさ
うに了承いたします。それは当然
だ」と呼ぶ者あり。さう決定して御
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないよ
うでございますから、決定いたしま
す。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して
下さい。

先刻確認いたしました事項は台風十
三号に限定するものでない、一般
的なものである、さういふに委員
長は了承しますが、政府委員におい
てさう確認することに御異議ないと思
います、念のために承わっております。

○政府委員(原純夫君) おつしやる通
りのことであると思いますが、応急
の工事費として判定いたしますのは、
先ほど来お話のありましたように、異
常なそうして非常に多いという場合で
ありますので、我々のこの常識的な感
じを以て言いますれば、やはり台風十
三号とか西日本とかという大きな大
な災害の場合に起こることが多からう
というふうに考えております。〔了解
解〕と呼ぶ者あり

○説明員(櫻井忠郎君) 原次長のお答
えした通りの見解を持っております。
〔了解〕と呼ぶ者あり

○成瀬權治君 私はその母法を直すわ
けですから、長期かつ異常の解釈とい
うものは、これらはただ単に災害によ
つてのみ起るのだと、さういふふう

解釈しちやつて限定するというのは少
しおかしいと思うのだ。これが特別立
法でやるなら私はさういふふうな解釈
というものも成り立つと思うのですけ
れども。

○三浦辰雄君 ちよつと成瀬さんに申
上げますが、これは農林、水産漁業の
災害復旧の暫定措置に關しての政令な
んですから、やつぱり今の政府側の答
弁でいいわけなんですよ。それは大丈
夫です。

○委員長(矢嶋三義君) 了解願いま
す。

櫻井建設部長が出席している機会に
簡単に一つ伺いますが、衆議院におい
て冷害の當農資金を百五十億を二百二
十億に増額した。さうすると、水害の
當農資金は現在の二百億を増額するお
考えがあるかどうか。それはさういふ
ふうにお考えになつていらつしやいま
しょうか。折角出席されておりますか
ら御見解を承りたいと思ひます。

○説明員(櫻井忠郎君) 私今お答えす
る十分の資料を持っております。さ
う、あとでお答えさせていただきます。
○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始め
て下さい。只今から昭和二十八年六月
から九月までの風水害地域におけるモ
ーターボート競走法の特例に關する法律
案を議題に供します。

先ず本法案提出者である衆議院議員
中村幸八君から提案理由の説明を願ひ
ます。

○衆議院議員(中村幸八君) 只今議題
となりました昭和二十八年六月から九
月までの風水害地域におけるモーター

ボート競走法の特例に關する法律案に
つきまして提案の理由を御説明申上げ
ます。

昭和二十八年六月から九月までの風
水害によりまして、右風水害地域にあ
りますところのモーターボート競走場
はいずれも事務所、観覧席、競技場、
握等の倒壊、流失、崩壊、道路の破
損、ボートの流失等甚大なる被害をこ
うむつたのであります。然るにモ
ーターボート競走はその法律施行後、日
なお浅くその経営の基礎は必ずしもま
だ固まつておりません。加ふるにその
事業主体たる各市町村は風水害の被害
により財政状態は困窮の極に達してお
ります現状につき、モーターボート競
走場の復旧費負担を軽減せしめる意味
におきまして、第十六国会におきまし
て成立いたしました昭和二十八年六月
及び七月の風水害地域における自転車
競技法の特例に關する法律に準じ、こ
の法律施行後最初に開催する住民地
にかかるとるものを限つてモーターボ
ート競走法第二十條に規定する納付金
はこれを納付することを要しないとい
たいと存するのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由であります。何とぞ御審議の上
御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

○委員長(矢嶋三義君) 質疑は午後行
いたいと思ひますが御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) さういたし
ます。

それは暫時休憩いたします。
午前十一時四十分休憩
午後一時五十二分開会

○委員長(矢嶋三義君) 只今から委員
会を再開いたします。

衆議院議員中村君が出席されてお
りますので、質疑のあるかたは質疑を願
います。

○三浦辰雄君 「この法律施行後最初
に開催する十二日に係るものを限り」
この十二日というのは、私は全然モ
ーターボート競走を知らないのですが、
どういふ意味で十二日ということにな
つて来たのですか。この点を伺いた
い。

○衆議院議員(中村幸八君) 大体申上
げると、一カ月と御承知願つてもいい
と思うのですが、さういふのはモーター
ボートの競走は一カ月に四回ずつ三回
開くのが普通になつております。尤も
他の市町村が競走に加つて来ている
場合にはなお六日開くといふ合計にや
りますが、多くの場合一カ月に十二日
だけ開くことになる。つまり競輪の場
合には一回に限るとさうありますが、
その一回が大体六日間でございます。

○三浦辰雄君 これは提案者にお聞き
したいのか或いは運輸関係のかたも
おられればさうからお聞きしたほう
がいいのか、どちらだかわかりませ
んが、私聞くとさうによるとモーター
ボートの競走のいわゆる経営状態と言
うものは、大体において今日欠損であ
る、でその利益を挙げているところは
一つか二つしかないといふふうに関
しているのです。そこでお尋ねを申上
げたい点は、若し國庫の納付金という
ものをこの特例法によつて納付するこ
とを要しないといふことになつた場合
に、いわゆる少しでもたしになると申
しますか黒字になるという所はおよそ
どことどこといふたような見当がつい

ておられますかどうか、この点を一つ
お伺ひしたい。

○衆議院議員(中村幸八君) 運輸省の
係官が見えておられないようですが、私
から詳しいことは承知いたしております
せんが簡単に回答申し上げます。大体
モーターボートの競走場で非常に設備
資金に金をかけた所がマイナスになつ
ておるようであります。極く簡単なバ
ラック式の設備の所はまず黒字になつ
ておる。さういふことであります、
黒字の所が比較的少いんじゃないか、
さう考へております。で今度の風水害
によりまして、非常に打撃を各競走場と
も受けてまして、二百万円くらいから三
百万、五百万くらいは一千万円くらい
の被害額がありますので、この一カ月
開くらしい國庫納付金を免除すること
によりまして復旧費の負担を軽減して
やりたい、かように考へまして提案し
た次第であります。

○三浦辰雄君 さうするとこの免除を
する、國庫納付金を納付することを要
しないといふこの法律の目的というも
のは、その免除したことによつて納め
るべき金をその施設の復旧に使うのだ
といふことが目的になるようにも伺え
るのですが、その点はさういふふうな
ことになるのですか。

○衆議院議員(中村幸八君) はつきり
とさうまで語つておりませんが、提案
者の狙いはそこにあるわけです。

○委員長(矢嶋三義君) その点はこれ
は明確におかなくちやならんと思
うのですが、自転車競走法の場合には、
地方公共団体の財政の窮乏を緩和する
といふ意味で、自転車競走場の復旧を
目標としたものでなかつたわけでは
ない。このたびのモーターボート競走の

特別に関する法律案についても、村上委員長名によるこの提案理由を拝見いたしますと、やはり自転車競技法と同様で、風水害によつて被害を受けた地方公共団体の財政の窮乏を緩和するというのが主であつて、競技場の災害復旧の費用はこの納付金の免除とはそういう深い関係はないと、こういうふうな提案理由から了承するわけでございますが、如何でございますでしょうか。

○衆議院議員(中村幸八君) ももちろん今度の風水害によりまして地方公共団体そのものが非常な被害を受けておりまして、財政も窮乏いたしました。従つてこの競技場の復旧をいたそうと思ひましてもなか／＼できないような現状でありますので、地方公共団体の財政の窮乏を緩和するということはもちろん狙ひでありますが、その競技場の復旧の促進を図るということも最終的な目的に考えているわけであります。

○三浦康雄君 そういたしますと、例えば競輪の場合におけるように、その施設を持つて地方公共団体の許可を得て他の地方公共団体が使つて開催するといふような場合というのはおおよそ考えられない。考えられるとすれば、現に黒字の経営をなすつていて場所だけがそういう問題が起きているだけで、他の所はまさにここに書いてある通りに、その施設を持つておられる公共団体が最初の十二日だけおやりになる。これだけの大体運用であるように考えられるのでありますが、この点は、どういふふうにお考えですか。

○衆議院議員(中村幸八君) 私どももさうに考えております。

○田中啓一君 何か今提案者の御答弁

では、地方公共団体の窮乏した財政を緩和するということと、それからモーターボートの施設を復旧するということと別のこのように開けるようでありませうけれども、それは本来一つのことでないのですか。もと／＼モーターボートといふものの施設は便宜何か会社みたいなものがやつてゐるかも知れませんが、これも公共団体の施設なので、やはりこのモーターボート競走をおやりになる地方公共団体として、施設なくしてはそのほうの収益も上らんことになるわけでありまして、丁度まあ地方公共団体が管理をしていらつしやる公共施設を、国の補助は相当受けるにしてもやはり何ばかりの負担があつて復旧なさる。一方財政収入は減るということ、即ち地方公共団体の財政窮乏ということになるわけでありまして、まああの特別法といふものは財政の窮乏の緩和のためといふことが書いてありますけれども、結局は復旧のために逼迫とどういふことなんぞ、その点はたゞ／＼何か提案理由と違つたやうなことをおつしやつたやうにも聞えたかも知れませうけれども、私は同じことをおつしやつてゐるもの、私に同じことをおつしやつてゐるもの、どうもこれは解するのではありませんか。

○衆議院議員(中村幸八君) 申し上げようがまずかつたかも知れませんが、お説の通りに別に財政の窮乏を緩和するといふことと復旧の促進といふことは別な問題ではないのであります。相関する問題と考へます。

○三浦康雄君 今、田中委員の一絡のことじやないかといふことですが、私はやはりモーターボート競走にこつた特別法を設けてやつて、その関係

納付金を出さなかつたためにいわゆる経費を差引いて黒字になつたものは、その地方公共団体のいわゆる一般収入に当てて、いわゆる災害復旧の促進を図るというのを建前としてゐるんだといふ考え方と、単にその施設の復旧財源に充てるのが目的である、言葉を変えて言へば、とかくいろいろと批判の対象になつてゐるモーターボート施設といふものの復旧促進法のないわけのものになつてゐるか、この点がちつとも同じことにはならない。私は願わくは一般被害復旧の促進になつてゐることが何といつても原則だといふふうな解釈したいのでありますが、その点はどういふふうな存じますか、一つ重ねてお尋ねいたします。

○衆議院議員(中村幸八君) まあ復旧の促進を図るということが先ほど申し上げるやうに窮乏の目的ではありますけれども、復旧しようと思つてもなか／＼できない。八千万円も被害を受けましたと、国庫納付金の一月分くらいは免除して或いは百五十万、二百万くらいはそこに資金を与えてやるということが必要じやないかと考へるのであります。

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

只今懇談中に三浦委員の議事進行に関する御提案がございましたが、委員長も適當だと思ひますので、本法律案の審議は一応この程度にとどめて、後刻継続審議いたすことにいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 次に昭和二十

八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案を議題に供します。

本法案提出者である衆議院議員八木一郎君が出席されておりますので、提案理由の説明を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(八木一郎君) 只今議題となりました昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案につきまして、簡単に提案の理由を御説明申し上げます。

去る九月、近畿、中部地方を中心とする被害は激甚を極めたのであります。そのうち静岡、愛知、三重、和歌山等各県下の海岸地方におきまして、海水の浸入のために生じた農地の被害は甚大なものがあつたので、衆議院水害地緊急対策特別委員会におきましては、現地に委員を派遣し、実地調査を行ひますと共に、慎重審議の結果、これら被害農地の除塩事業を速かに進行し、以て農業経営の維持安定を図る必要を認め、全会一致を以て委員会提出の法律案として本案を提出いたしました次第であります。

本案の内容は、骨子についてだけ御説明申し上げますと、

第一に、除塩事業の定義でございますが、台風第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために、行つた排水施設の設置及び管理、客土又は石灰等の施用の事業をいふしてあります。

第二に、国の補助につきましては、政令で指定する地域内の除塩事業を施行する地方公共団体又は土地改良区に対し、予算の範囲内で灌漑排水施設の設

置に要する経費、揚排水機に必要な動力費、客土に要する経費、石灰等の施用に要する経費を補助することとし、その補助の比率は十分の九といたしてあります。

第三に、除塩事業に対する政府の措置につきましては、昭和三十年度中に完成することができるよう必要な措置を講じなければならぬことといたしてあります。

その他、事業計画の承認、監督、補助金の返還等所要の規定を設けると共に、本法施行前に行なつた除塩事業についても本法を適用することといたしてあります。

以上簡単にありますが、本案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(矢嶋三義君) 質疑のある方は願ひます。

○重政庸徳君 今の御説明を承わりますと、この政令で指定する地域内の除塩事業はこゝで明らかになつてゐるが、政令から落ちた地方に対する除塩事業は考へておられないのですか。

○衆議院議員(八木一郎君) 落ちないやうに指定して置くことを期待しておりますが、これは明確にちよつと、潮が通過したといふか潮が一潮、二潮入つたといふ所は、そこを狙つてゐるわけではない。恐らくそういう所は指定しない。十日、二十日、一月、二月、或いは今日まで続いてゐる。ですからその目的は長きに從つて、何か私は専門のことは知りませんが、聞き伝えであります。濃度が一度とか二度とかいふ濃い潮がもう十日以上、二十日以

上たちますと、相当土の深くまで入つて、その塩を除かないと作物はできない。米なんかさつぱりできない。こういうことからいまして、大した害のないのは今まで又一メートルも、或いはそれ以下も海水より低い所に田圃があるのですから、排水機を以て水を流してどん／＼かき出して、揚水機で以てやつておるわけです。そういうものは施設の復旧に伴つて大した造作なく行きますけれども、十日、二十日、十一月、十二月となつたものとなると新しく海を干拓すると同様な関係になりますので、特殊な操作と特殊な施設管理が要るわけです。そこに措置しようというわけでございます。

○重政廣徳君 これは建前からいうと政令で指定する基礎となる数字はこの除塩には関係のないもので、政令で指定する区域は他の復旧総額の多少によつて区域が決定せらるゝので、水が長う停滞している所は政令で必ずしも指定せられないことには理論的にもならん。決壊はしたが復旧総額の少いという所は、数字からいうと政令に指定せられない場合が生じて来る、理論的には、これは理論的にいうとそういう所が幾らあるとか、どうこうということとは私は存じませんが、そういう法令の建前からいうとちよつとおかしいことが生じて来る。公平な取扱ではないということをお考えます。その点はどうですか。

○委員長(矢嶋三義君) 質疑の継続中でありましたが、衆議院側の代表が参りましたので本委員会は暫時休憩いたしました。衆議院側と協議の上、委員会の審議を継続いたします。

午後二時十五分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(矢嶋三義君) 会議を再開いたします。

衆議院側との合同打合会の経過並びに結果を御報告申し上げます。参議院の決定した事項についての説明を衆議院特別委員会の全員の諸君の前で説明ありましたので、委員長及び理事でそれぞれ参議院側の意のあるところをつぶさに答弁いたしました。

それから衆議院側の要請によつて約二時間合同打合会を休置し、その間に衆議院側の態度決定を待つた次第でございます。衆議院側は態度決定をしたので合同打合会を再開いたしました。然るところ衆議院側の本院との合同打合会に臨まれた態度というものは極めて不明確で、委員長としては遺憾千万に存じております。各委員の発言がまち／＼であり、或いは特殊な政見の意見を陳したり、衆議院側の委員長の見解と

委員の見解が相違したり、いずれが衆議院側のまゝとつた意向であるかという点が不明確でありまして、誠にその把握に苦勞した次第でございます。遺憾極まりなく存じております。若干質疑したのでございまして、結局稍富委員が立たれて率直に言うならば衆議院の決定通りに参議院はしてもいい、こういうことに尽きるのだという発言もありました。その発言に対して他の委員から、いやそれは違ふのだというような発言もあつた次第でございます。誠に合同打合会としては遺憾極まりないものであつた次第でございます。

そこで皆さまがたにお諮り申し上げますが、当特別委員会としてはこれらの案件については数日來慎重審議して参りました。昨日は随分と激論をかわし、持さまの御了解の上で採決をして、うして当院の態度を決定した次第でございます。その態度を以て一糸乱れざる衆議院側との交渉を持つた次第でございます。相手が先ほど申し上げましたように不明確な態度でございしたので打合もできなかった事情にあります。当院としては一応ここに申合決定事項として結論付けられたものは妥協なものであると確信しておるが故に、この線に沿つて当院において修正しこれを衆議院側に送付するところの基本的態度を確認したいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますからさう決定いたします。速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますからさう決定いたします。速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますからさう決定いたします。速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案については先日政府委員からその提案理由を聴取いたし、なお本法律案は衆議院修正送付案でございまして、修正者の意向も承わつております。質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

第五條の見出しを「地すべり等の防止」に改め、同条中「大水害」の下に「又は風水害」を、「必要な事業」の下に「(以下この条において「地すべり等の防止事業」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国が、政令で指定する地域において、地すべり等の防止事業を他の法令の規定により国が施行し、

且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担させることができる事業として、施行する場合においては、当該防止事業の事業費についての当該地方公共団体の負担の割合は、これらの法令の規定にかかわらず、十分の一とする。

第五條の次に次の一項を加える。

【海岸及び湖岸についての高潮等による災害の防止のために必要な事業費に対する補助】

第五條の二 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が、政令で指定する地域において、第一条に規定する大水害又は風水害により著しい災害を受けた海岸(海岸に接統する湖岸を含む。以下この条において同じ。又は湖岸(海岸に接統する湖岸以外の湖岸で背後に農地を有するものに限る。以下この条において同じ。及びこれらに接統し、且つ、その効用を同じくする海岸又は湖岸について、暴風、高潮、水、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業(負担法第二條又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)(以下この条において「暫定措置法」という。第二條に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業を除く。))を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費のうち堤防等の施設につき被害のあつた箇所に係る部分についてはその十分の八を、その

他の箇所に係る部分についてはその三分の二を補助する。

2 政府は、前項に規定する海岸及び湖岸に係る負担法第二条又は暫定措置法第二条に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業並びに前項に規定する事業が、昭和二十九年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第九条のうち題名の改正規定中「たい積土砂等」を「たい積土砂」に改める。

第九条のうち第一条の改正規定中「加え、たい積土砂」を「たい積土砂等」に改める。を「加える。」に改める。

第九条中第二条の改正規定の次に次のように加える。

第二項第一項但書中「これらの施設」を「第十条の二に規定する場合、この限りでない。また、これらの施設で」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（国のたい積土砂の排除事業の施行）

第十条の二 国が、他の法令の規定により国が施行し、且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担させることができるものとされている災害復旧事業その他の事業として、第三項第一項又は第九項第一項に規定するたい積土砂の排除事業を施行した場合においては、これらの法令の規定にかかわらず、当該たい積土砂の排除事業に要した費用は、国がその全額を負担するものとする。

第九条中第九条の改正規定及び第十條の改正規定を削る。

附則第三項中「たい積土砂等」を「たい積土砂」に改める。

附則第四項中「滞水の排除事業」を「この法律施行前に国が施行した同法第三項第一項又は第九項第一項に規定するたい積土砂の排除事業」に改める。

という修正であります。

○井野碩哉君 今三浦委員の修正意見としてお読みになりました点で、先日おきめ頂いた趣旨と少し違ふように思ふ点がございますが、それは海岸堤防の所で五條の二の一番おしまいのほうなんですが、「その事業費のうち堤防等の施設につき被害のある箇所に係る部分についてはその十分の八」とありますが、そうすると被害のあつた所だけしか十分の八とならないで、嵩上げ改良工事が入らないように思ふのです。ですから、施設につき被害のあつた堤防についてはその十分の八、その他の堤防についてはその三分の二を出す、こうして頂かないと、ここできめた御趣旨と違ふようでございますから、その点御訂正願いたいと思ひます。

○法制局参事(岸田実君) 只今の点につきまして御説明申し上げます。ここに「堤防等の施設につき被害のあつた箇所に係る部分」の部分というのは事業費のうち部分でございます。そこで事業費のうちで堤防等の施設につき被害のあつた箇所の改良事業をやられる事業費は、という意味になるわけでございまして、と申しますのは、災害復旧事業というものは、負担法その他で行きますから、その前のほうに書

いてあります括弧の中で削つてあるわけでありまして、そうして残りますところは改良事業に当るものの事業費をここで書いてあるわけでございますから、従つて被害のあつたその堤防の箇所の改良に必要な事業費の部分は十分の八、被害のなかつた箇所の改良に必要な費用は三分の二と、こういうふうに書いてあるわけでございます。

○委員長(矢嶋三義君) 連記をとめて下さい。

（連記中止）

○委員長(矢嶋三義君) 連記を起して下さい。

他に御意見もないようですから、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

先ず討論中でありました三浦君の修正案を議題に供します。三浦君提出の修正案に賛成のかたの御挙手を願ひます。

（賛成者挙手）

○委員長(矢嶋三義君) 多数でございます。よつて三浦君の提出の修正案は可決せられました。

次に只今採決されました三浦君の修正案にかかる部分を削いて内閣提出にかかる昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供しま

す。修正部分を除いた原案、衆議院修正送付案であります、に賛成のかたの御挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長(矢嶋三義君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て修正議決せられました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容等自後の手続は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

藤野 繁雄 三浦 辰雄
永井純一郎 寺本 廣作
井上 清一 重政 庸徳
田中 啓一 松岡 平市
井野 碩哉 上林 忠次
新谷貢三郎 林 了
山田 節男

○井上清一君 これは本委員会では本案に關しての決議ができましたが、これは両院協議会に持ち込まなければならぬことになると思ひますが、その前にもう一度委員長として衆議院側に対し本委員会の強固なる意向を反映されるよう、もう一度折衝されんことを希望いたします。（賛成）と御署名あり

○三浦辰雄君 私は今の井上委員の提案について異議はございませんが、時間がないのでございまして、ここに明らかにして頂きたいのは、これによつて本院に上程するという進行を妨げるものでないことをここに御確認願ひたいと存じます。（異議なし）賛成

と御署名あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますから、その方向に委員長は極力努力いたします。ただ併し委員長はここで各位に特別に御願ひ申し上げておきたい点は、本委員会は衆議院以来、特に只今議題となつてゐる問題につきましては、第二院としての参議院の使命を十分に果たすべく随分と慎重審議して参つたつもりでございます。そしてこれは申すまでもなく、今は民主政治でございますので、政党政治が行われておるわけでございまして、従いまして参議院において今日修正議決がなされ、又衆議院の動向もわかつておりますれば、各議員におかれましては至急に議員總會を開かれまして、そうして國會の權威を傷つけないように本問題が終局するように、特に御努力願ひたいと存じます。と申しますことは、我々水害地緊急対策特別委員会並びに風水害特別委員会が、発足以来、災害地の関係委員がこれに關与して立法権を濫用しておるんじゃないか、おみやげ法案を作ることになつたとしておるんじゃないかという一部の批判もあるわけでございまして。然るときに衆議院と参議院側がそれ／＼政党としては繋りながらも、全く無関係にば／＼な結果を出して、そうして或いは衆議院において参議院側の回付案を三分の二以上を以て可決するといふような事態が起つて参りますならば、これは一つの大きな問題であると考えます。で、どうか各委員におかれましては、この事態を各党各派に十分御報告願ひて御協議頂きたいということを特にお願いいたします。おきま。

○井上清一君 これから委員長に御足

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

と御署名あり

労働員として、衆議院の特別委員会の委員長として、御懇談を願うことになると思ひますが、本会議上程前に更に本委員会を開会せられまして、その経緯について一応お話を願ひたい、かように存じます。

○委員長(矢嶋三義君) さういふいたしますから、委員各位は待機の方勢でおられるよう要望しておきます。

午後三時十分休憩

午後五時三十分開会

○委員長(矢嶋三義君) 再開いたします。

先刻衆議院側の委員長及び理事打合会を開きまして、皆様がたに懇談会のときに御報告申し上げました点、即ち十一月六日附起債等特例法の一部改正案に関する申合決定事項の一、排水の件、三、第五條の二の修正を行う件、第四の防潮堤の件、以上については衆議院側の方針で進み、第二項の湖岸の件についてはこの際一応方針を撤回して、将来の件については考慮するという方針をここで確認して、今後衆議院側と協議することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三浦辰雄君 あえて異議はありませぬけれども、まだ台風第十三号関係の除塩の問題は本委員会としてはまだ採決してない、そこで六月七月というものをいれるという問題は実体がございませぬから、むしろこの際衆議院送付の、この点について表題につきましてはあえて要えるというところは遠慮したかどうかと思うのですが、お諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 大かたの意見がさうございしますからそれは具体的に除塩の法律を審議するときそういう御意向で諮つて参りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようございしますからさうに決定いたします。

〔速記をとめて下さい。〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。先ほど休憩して後に更に衆議院側の委員長、理事との合同打合会を開催いたしました先刻本委員会でも確認いたしました新らしい方針を委員長から申述べ、具体的には委員長の報告の後に湖岸の件を削除するところの修正案を提出して頂きまして委員長報告を修正議決し、衆議院側に送付いたしまするので、衆議院側において御同調願ひないというのを要望いたしましたところ、全会一致で異議ないということに合同打合会を確認いたしましたので、さう取り運んで参ることを御了承願ひたいと思ひます。

〔速記をとめて下さい。〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。屋間の委員会において櫻井建設部長に委員長から質問しました営農資金の問題に対する答弁を総務課長から願ひます。

〔速記中止〕

○説明員(奥田孝君) 冷害に伴います金融増額の枠が百五十億から二百二十億に増額されましたので、それに関連いたしまして八、九月の風水害の金融の枠を政府の提出いたしました法案では百億になつておりますのを、増額す

ることはできないかという委員長の御質問であつたと記憶いたしておりますが、これにつきましては冷害のほうで七十億の融資の枠をふやしましたについて、農林省といたしましてはその資金源を確保いたしますのに非常に困難を感じておるような状態でございします。そこで風水害の百億の枠を更に増額するということは非常に困難でありまして、実現の見通しはつかない状態でございしますので、この点をお答え申し上げます。

○委員長(矢嶋三義君) それではもう一言承つておきますが、冷害と風水害との営農資金のバランスというものはとれておると認められますか、それともバランスの点から言ふならば再考を要する点があるというふうなことに農林省はお考えになつておられるか、その点だけ承つておきたいと思ひます。

○説明員(奥田孝君) 冷害と風水害のバランスの点は暫らくおきまして六、七月の水害と八、九月の風水害の融資の枠はどちらも百億ずつでございますが、この間のバランスはとれておるといふ工合に考えております。そこで冷害と水害の場合の問題でございします

が、これにつきましては被害を受けましたその被害の受け方がそれぞれ違ひますので、これはバランスがとれておるかどうかというところは一概に申し上げかねると思ひます。ただ農家の一戸当りの融資の限度につきましては、どちらかひい災害を受けました所は十五万円というふうになつておりますので、総額としてのバランスはこれらもうむづかしい問題でございしますけれども、農家一戸当りが借りる限度につきましてはバランスがとれてお

るといふ工合に考えておるわけでございします。

○委員長(矢嶋三義君) この件について他に質疑はございませんか。質疑がないようでございますから、質疑を終ります。

○委員長(矢嶋三義君) 昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案を引続き審議いたします。運輸省関連工業課長安藤英二君が出席されておりますので、質疑のあるかたは御願ひいたします。

○三浦辰雄君 私はこれにつきまして、政令として出す区域内にモーターボートのいわゆる競技場が幾つあるかということ、現在そのうち国庫納付金を納めても、なほ且つ大抵実績において黒字である所がどこか、どこか。それから第三番目には、若し納付金を納めなければコストに比べていゝゆる収入が入るといふような段階の所がどこどこにあるか。その額はおよそどのくらいであるか。これをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(安藤英二君) 只今モーターボート競走を行なつております競走場は十七ございします。施行者は二十二の市町が指定になつておましてそのほか県が一方所、合計二十三ございします。現在までに実施しておりますものはそのうちの二十一、一つの県と二十の市町になつております。競走場で災害を受けましたものは、現在わかつております範囲では十二カ所になつております。それを申し上げますと、十三号台風前の六月、七月の西日本の災害におきましては、長崎県の大村市、佐賀

県の唐津市、福岡県の若松市、蘆屋町、福岡市、山口県の徳山市がこれに關係してゐると思ひます。この六カ所が災害を受けております。それから十三号台風につきましては、静岡県の浜名湖、愛知県の半田市、同じく常滑町、三重県の津市、滋賀県の琵琶湖、福井県の三國の競走場、この六つで合計十二になつております。それで現在この二十一カ所で競走をやつておりますが、二、三のものを除きましては大抵赤字を出して黒字になつております。赤字になつておりますものは琵琶湖でやつております滋賀県と、福井県の三國でやつております三國、武生の組合でありましてこの三國でやつておりますものと、大阪の三カ所が大体赤字になつております。それでこれはそのときによりまして売上金が非常に變つて参りますが、今度の国庫の納付金を免除いたしますと大体とん／＼になるのではないかと考えられます。そのほかこの三カ所以外は勿論黒字／＼黒字になるというところになりまして災害復旧のほうに今十分廻せるというふう

に考えられます。

これは平均の額から申し上げますと、一日の売上が約現在やつております十七カ所の平均を申し上げますと五百万円になつております。これが十二日間ありますと六千万円になりますので、これの三割即ち百八十万円が国庫に納入されることになりまして、平均各施行者百八十万円が免除になるわけでございします。これを十二カ所といたしますと二千四百六十万円になります。これは調査の結果多少ふえるものと思われまゝが現在十二カ所と予定しております。

○三浦辰雄君 いわゆるこの上つた利

益の使途につきましては、その主體団体の關係する災害の一般復旧に使うことが目的だと考えられたのでありましたが、先般の提案者の説明の中ではつきりこれがいちたしてありません。そのボートの施設改良、競走場の施設改良に使うのだということを説明しているやにも聞えた点があるわけなんです。一体本当はどういうところに意図があるのか。その点が一点と、それからもう一つはこのプラスであるボート競走場を、新しく他の団体の申込に對して、従来の所有団体が貸して、そしていゆるかせぎ場所にするというような考え方が一体あるかどうか。又ないとしてもそういうことが起るかどうか。この二点だけ伺いたい。

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○説明員(安藤英二君) 只今御質問の国庫の納付金の免除の使途でございしますが、これは災害を受けた地方公共団体が一般の災害復旧に使われることと存じます。この点につきましては提案者のかたにも御連絡いたしましたところ、そういう御意思で御了解でございます。

それから競走場を他の施行者が使用できるかどうかという点でございますが、これは現在使っております施行者との話合でやる事が可能でございます。それから現在一施行者が十二日間やつておりますが、その使い方によつて一つの競走場を二以上の施行者がやる場合には更にこれを使用するようにやつておりますので、そういう措置はできます。

○委員長(矢嶋三義君) 他に質疑ございませんか……質疑は終了したものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○松岡平市君 もう討論は終局したものと認めて速かに採決せられんことを動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) 只今の松岡君の動議に御異議ございませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますからさよう取計いたします。

それではこれより採決に入ります。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。審議の都合上先刻來審議中の法律案の採決を後刻に廻しまして、この際午前中に各委員に申上げておきました政令に關しての質疑を田中官房副長官にいたしたいと思ひます。午前中皆様がたに申上げましたように政令が本日まで出されてない。如何ような内容の政令をいつ出されるつもりであるか。そういう点を伺うことと、なお委員長からは最も最新の政令案を本委員会に提示してほしいということを要望しておいたわけでございしますが、そういう委員長の要望に副うよう田中官房副長官から御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中不破三君) 政令の制定の時期でございしますが、これは過般來衆参兩院におかれましては大体政令に盛り込むというふうな点のいろ／＼の事項につきましてお考えがあらはれておるようでありまして、政府といたしましては十分この衆参兩院の御方針に

則つて政令を制定したい、このように考えまして鋭意努力をいたしておるのでございしますが、何分にも被害面積、被害地域が非常に広範なために被害額の査定が十分にまだできかねておる部分もあります。なお又衆参兩院のお考えを政府といたしましては調整して行かなくちやならん点もありま

す。そういうふうないろ／＼の事項と、それからお考えを調整して参りたという点で、作業に大分日数を要しているような次第であります。できるならばこの国会の始まるまでに何とかして政令を制定しておきたいと考えたのであります。残念なことと間に合いませんでした。併しまあしば／＼関係者の意思の流通、考えのまとめ方というものに相当進展をみしましたので、暫合早いうちにこの政令を制定し得るものと思つております。

なお又政令案のおよその概案につきましては今まで衆参兩院のかた／＼にも御連絡申上げました。只今最後の案というものが今申上げましたような次第でまとまつておりません。併し各省大體において今まで御報告或いはお話し申上げた程度、或いはそれ以上にやや進んで今日で来ているはずであります。各省の大蔵省と折衝中の案につきましては各省関係者から一つお話をいたしたい、このように思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 繰返してお伺いしますが、六、七月災害と八、九月災害は別個に出されるのか、一本として出されるのか、それが一点と、大體の見通しとしてはいつ頃政令があらはれる予定であるか、その二点をお伺いたしたい。

○政府委員(田中不破三君) この前の委員会でも申上げました通りに、これは通算して考えることにいたしておりますので、できるならば一本にいたしたい、このように考えております。ただ今の考え方といたしましては、法律そのものが六、七月が先ず最初に出て、そうして二回目に八、九月が入るといふので、ただ政令を出す形として、或いは六、七の法律に附する一つの政令、そして又或いは附いて八、九月を考慮した政令というふうな出方も考えられるのであります。が、今私の考えとしては、もうこういうふうな恐らく本日以後八、九月の法律もでき上るわけでありまから、むしろ手続省略の意味におきまして一本で出したほうがよろしいのじやないか、このように考えております。又期日は今月内には少くとも出した、このように考えております。

○委員長(矢嶋三義君) 今月内ですか。えらい遅いですね。

○政府委員(田中不破三君) まあ少し遅いように思ひますが努めて早くやります。まだ調整の部分が少し残つてい

るようでありますから、これは先ほど申しました通りに突はこの国会前にも出したいくらいでありますから、努めて早くやりたいと思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 今調整という言葉を使つておられますが、重ねてお伺いしたいと思ひますが、衆参の特別委員会でも申入れた事項、並びに対策本部長、大蔵大臣等と委員長側で協議、了解点に達した点等についてはその線に沿つてこれを尊重して出されたものと、こういうふうな了解するのでござい

ますが、相違ないのでしようね。念のために伺つておきます。

○政府委員(田中不破三君) お話の通りでございます。

○委員長(矢嶋三義君) 他に御質疑ございませんでしょうか。

○成瀬清治君 事務その他で遅れるということはわかるとは申しません。私もわからないと思ひます。それでなぜそんなに遅れるのか。あなたのおつしやるのは万一間違ひないような今月一ぱいとおつしやつて、そうすると相当余裕があるが、国会でお叱りを受け

ないようという、そういう意味の今月一ぱいを指すのか。本日に下手していたらそういう答弁だと来月に又繰越してしまふ、年を越すというふうな憂いも十分あると思ひますが、確たる私見は見通しのお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中不破三君) 努めて早くやりますので、来年と旨いますか年を越すというふうなことは勿論なら

ませんし、又十二月の月初めまでというふうな話をいたしておりますが、なか／＼細かい規定をしなくちやならん点が多いものですからその点での考慮を払つたのでありまして、それで一応月末までにはお出しいたしますと、

こういうふうな申上げたのであります。が、努めて早くいたします。

○新谷實三郎君 私に質問というよりもこれは要求なんです。今度の臨時国会をやつたのも短期国会で早く予算を上げて、少くとも十一月の末には被災地に金が廻るようにする。そうしないと冬場になると整理のできない所が

たくさんあることは御承知の通りです。十一月の末くらいに政令を出して行くということになると、これは十二

月の末になります。そういうことならなせこんな短期臨時国会を召集されたかということについて根本的な疑問を持つのです。ですから私はこれは質問でありませんが、強くあなたに要求しますが、一日も早く、十日くらいまでには早くとも出してもらえんと思つてゐるのですが、これは緒方さんにもよく言つて頂きたいと思つてゐます。

○委員長(矢嶋三義君) 委員長も全く同感であります。

○政府委員(田中不破三君) 了承いたしました。

○成瀬清治君 なぜ遅れるのか。遅れるネツクですね。一番いけないというそのネツクはどこにあるのですか。

○政府委員(田中不破三君) これはまあ実際に事務を担当してゐるほうから御説明申上げたほうがよろしいかと存じますが、先ほど申しました通り、非常に規定そのものが多岐に亘つておりますので、そういうふうな点で而も各省にまたがった、各省の關係のものがたくさんありますから、そういう点からできるだけ難題を来さないように、調子の合つて行くようにという点を考慮しながらやりますので、そういう点で日にちを大分使ひましたのです。が、もう併しおよそ大分今までの作業で目安も殆んどついておりますので、早急に出せるものと考えております。

○委員長(矢嶋三義君) 次に皆様から本日議題として予告いたしておりました予算の問題でございます。保守三派の協定の問題は、本委員会が立法に追われた關係上、予算委員会との関連があり、本日まで明確化することができないままになつてゐる点は委員長として遺憾に存じます。予算委員会においては今朝まで保守三派の協定の内容、その実現方に対する政府の答弁は不明確なままになつてゐるような次第でございます。従つて本朝来大蔵当局の責任者の出席を願つて究明いたしたいと思つておりましたが、未だに予算委員会との關係で出席がありません。後刻出席があれば究明いたしたいと思つてゐるのですが、ここで時間の關係もありますので、つきりと記録に残しておきたいことがございます。

それは継続審議を本特別委員会として要求するかしらぬかという点について一応各派の態度を表明しておいて頂きたいと思つてゐます。この件については第十七臨時国会で特別委員会が発足したときに、一応の議院運営委員会と申合せがございまして。然るところ衆議院においては通常国会においては特別委員会には置かないが、継続審議して政令の問題を見届ける。それから保守三派の協定にかかる予算の明確化とその実行方を見届ける。こういう趣旨の下に継続審議を要求することに決定したというのを衆議院側の委員長から連絡を受けております。参議院としては参議院としての行き方、各派派の見解がございまして、事態が先刻答弁がございましたような状況でございます。従つて委員長としてはいづれにいたしましても、ここで各派の態度を一応明確にして、継続審議を要求するかしらぬかというのを決定しておきたいと思つてゐるのですが、願ひたいと思つてゐます。先ず自由党のほうから願ひます。

○藤野繁雄君 継続審議の必要はないじやないかと思つております。

○委員長(矢嶋三義君) 改進党願ひます。

○石川清一君 大蔵省關係の予算の審議中に欠席しておつた關係もありまして十分な経過は存じませんが、本委員会の存続は議運で一応決定された線であるべきだと思つてゐます。

○委員長(矢嶋三義君) 緑風会願ひます。

○三浦辰雄君 緑風会のほうではこれについていろいろ相談をしたのでありますが、今改進黨から言われたように議運の決定の線が一つあり、同時にもうすでに大政令等についての大骨がついておる際であるからこの際これをやめて、そうしてそれらの常任委員会においてやらされるのが至当である、こういう考え方をございまして。

○委員長(矢嶋三義君) 次に社会党第二控室願ひます。

○山田節男君 社会党第二控室は議員總會に間に合はせんので役員会に相談して、そうして私のほうの議運委員も出て発言して、こんなことを約束いたしました。それが衆議院のほうで今委員長が言われたような理由で継続審議されるならば、社会党第二控室としてはやはり第二院としてそれをウオッチする意味で継続審査すべきものだと、かように決定いたしました。

○委員長(矢嶋三義君) 社会党第四控室願ひます。

○成瀬清治君 新らしい事態とか、と申しますことは政令の問題、或いは衆議院のほうの決定というふうなものに基いて、実は衆議院にお諮りしてないわけでございます。従つてここで申上げのものは個人的な見解になつてゐると思つてゐますが、恐縮でございますが、一応はこの

会が持たれる初めの議運の決定を要するというわけには行かないものだと、こういうふうな申上げるほかはないと思つてゐます。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

多数意見者署名
藤野 繁雄 成瀬 清治
大谷 賢雄 重政 庸徳
高野 一夫 田中 啓一
松岡 平市 山田 節男
石川 清一

○委員長(矢嶋三義君) 次にこれも先刻審議中都合により審議を中止いたしておりました法律案でございますが、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案を継続審議いたします。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 次にも先刻審議中都合により審議を中止いたしておりました法律案でございますが、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案を継続審議いたします。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないやうでございますので質疑は終了したものと認めます。

御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされましたかたは例により順次御署名願います。

多数意見者署名

藤野 繁雄 三浦 辰雄
成瀬 幡治 大谷 賛雄
重政 庸徳 高野 一夫
田中 啓一 松岡 平市
新谷寅三郎 林 了
山田 節男 石川 清一
○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

午後六時三十分速記中止

午後六時五十三分速記開始

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

先刻衆議院側との協議会で協議一致いたしました、以下朗読する決議案を委員長発議によつてお諮り申し上げます。

風水害復旧工事の施行に関する決議(案)

風水害対策については、復旧対策を早急に実施すると共に根本的計画を樹立して、速やかに実現するよう前国会において決議された政府に対してこれが要望をなしたのであるが、今次風水害の重大性に鑑み、この際災害復旧費の使用については、特に中央地方を通ずる監督を厳にし濫費を戒めると共に不正不全の工事の行わるる余地が絶対なきよう充分効率的な施行を期すべきである。

以上の決議案に賛成のかたの挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でこの決議案は可決されました。

なおこの決議案の政府側への手交は如何いたしましょうか。

「委員長一任」と呼ぶ者あり」

○委員長(矢嶋三義君) 委員長一任の事がございしますので、委員長において然るべく手交いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

○委員長(矢嶋三義君) 次に御諮り申上げます。調査報告書を提出しなければなりません、その案文等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますが、多数意見者の署名を願います。

多数意見者署名

藤野 繁雄 三浦 辰雄
成瀬 幡治 大谷 賛雄
高野 一夫 田中 啓一
松岡 平市 上林 忠次
新谷寅三郎 林 了
山田 節男 石川 清一
○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。それでは暫時休憩いたします。

午後六時五十八分休憩

午後十時二十三分開会

○委員長(矢嶋三義君) 休憩前に引続き委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後十時二十四分散会